

運動部活動ガイドライン



千代田区教育委員会

平成30年6月

本方針策定の主旨等

- 本方針は、義務教育である中学校・中等教育学校の運動部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

- ・ 生徒がスポーツを楽しむことで、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む運動習慣を確立し、生涯にわたって心身の健康を保持増進する資質能力を獲得することで、豊かな学校生活を送ることができるようにすること
- ・ 生徒の自主的・自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的かつ効率的・効果的に取り組むこと
- ・ 学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること

1 適切な運営のための体制整備

(1) 運動部活動の方針の策定等

ア 校長は、区の「運動部活動ガイドライン」に則り、毎年度、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定する。

運動部顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。

イ 校長は、上記の活動方針、及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動を実施できるよう、適正な数の運動部を配置する。

イ 区教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置づけ、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）に関する規定を遵守すること等を徹底するため、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

ウ 校長は、運動部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校

務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

オ 区教育委員会は、運動部顧問を対象とするスポーツ指導に係る知識・及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする運動部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

カ 区教育委員会及び校長は、教師の運動部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付29文科初第1437号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

（1）適切な指導の実施

ア 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。区教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ スポーツ医・科学の見地から、トレーニング効果を得るために休養を適宜取ることが必要である。運動部顧問は過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。そして、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図る。

生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングを積極的に導入し短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

（2）運動部活動用指導手引の活用

運動部顧問は、運動部活動における合理的かつ効率的・効果的な活動のために、中央競技団体が作成した指導手引を活用して、2（1）に基づく指導を行う。

(3) 安全管理と事故防止

校長及び運動部顧問は、以下の項目に留意し、生徒の安全を確保し事故防止に努める。

- ア 生徒に日ごろより健康管理について関心や意識を持たせ、適度な休養や栄養の補給に留意させる。活動の際は、生徒の健康観察を適切に行い、体調が優れない生徒に対しては、無理をさせず、活動内容を制限させたり休ませたり適切に判断する。また、健康診断（心電図等）で異常が認められた生徒に対しては、医師の指示に従うとともに、保護者や養護教諭等との連携を密にし、健康状態について常に把握しておく。
- イ 活動時に気象条件（暴風・雷等）や環境条件（気温・湿度等）について、気象庁が発表する情報等十分留意して実施するとともに、状況に応じて練習の中止や中断の判断も適切に行う。特に熱中症事故防止への対策として、活動前、活動中、活動後にこまめに水分や塩分を補給し、休憩を取るとともに、生徒の健康観察など健康管理を徹底する。
- ウ 施設・設備・用具の整備や点検を行うなど、学校全体として安全意識を高める。また、生徒にも使用器具の危険性を理解させ、事故が起きないように注意する。

3 適切な休養日等の設定

- ア 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準とする。

【休養日】

- 1 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日を休養日とし、休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える）
- 2 長期休業中の休養日の設定についても、「1」に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

【活動時間】

- 1 1日の活動時間は、長くとも学期中の平日では2時間程度、週休日（祝日等を含む）及び長期休業中は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

- イ 校長は、1（1）に掲げる「学校の運動部活動に係る活動方針」の策定に当たって

は、上記の基準を踏まえ、各運動部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各運動部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。」ただし、定期考査や大会前について例外も有り得る。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置

ア 校長は、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるように、レクリエーション志向で行う部活動や体力づくりを目的とした部活動にとどまらず、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部を設置する。

イ 区教育委員会は、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれることがないよう、複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

(2) 地域との連携等

区教育委員会及び校長は、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立ち、保護者の理解と協力のもと、地域のスポーツ団体との連携、民間事業者活用等を通して、スポーツ環境整備を進める。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 区教育委員会は、学校の運動部が参加する大会・試合の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・試合に参加することが、生徒や運動部顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合を主催者に要請するとともに、各学校の運動部が参加する大会数の上限の目安を定める。

イ 校長は、上記アの目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

平成30年9月一部改訂 2 (3) 追加